

改正案

現行

(認定の基準)

第三条 法第五条第一項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

一 法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める事項を満たしていること。

イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）**Q17065**及び**Z9362**に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令のうち無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC（以下「R&TTE指令」という。）附属書3又は附属書4に係る業務（以下「附属書3又は4の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本工業規格**Q17065**に定める事項と、その業務の範囲をR&TTE指令附属書5に係る業務（以下「附属書5の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本工業規格**Z9362**に定める事項とする。

ロ 令第二条第二号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格**Q17065**に定める事項

ハ 令第二条第三号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格**Q17025**に定める事項。ただし、日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第三号に掲げる関係法令のうち電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC（以下「EMC指令」という。）第十条6に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業の認定を受けようとするときは、日本工業規格**Q17065**に定める事項とする。

(認定の基準)

第三条 法第五条第一項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

一 法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める事項を満たしていること。

イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）**Q0065**及び**Z9362**に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令のうち無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC（以下「R&TTE指令」という。）附属書3又は附属書4に係る業務（以下「附属書3又は4の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本工業規格**Q0065**に定める事項と、その業務の範囲をR&TTE指令附属書5に係る業務（以下「附属書5の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本工業規格**Z9362**に定める事項とする。

ロ 令第二条第二号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格**Q0065**に定める事項

ハ 令第二条第三号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格**Q17025**に定める事項。ただし、日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第三号に掲げる関係法令のうち電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC（以下「EMC指令」という。）第十条6に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業の認定を受けようとするときは、日本工業規格**Q0065**に定める事項とする。

ニ 令第二条第四号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170六五に定める事項

ホ 令第二条第五号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170二五に定める事項

ヘ 令第二条第六号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170二五に定める事項。ただし、日シ協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令のうち電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度（二十七年）5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業の認定を受けようとするときは、日本工業規格 Q170六五及びQ170二五に定める事項とする。

ト 令第二条第七号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170六五に定める事項

チ 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170六五及びQ170二五に定める事項

二・三 (略)

ニ 令第二条第四号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170六五に定める事項

ホ 令第二条第五号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170二五に定める事項

ヘ 令第二条第六号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170二五に定める事項。ただし、日シ協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令のうち電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度（二十七年）5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業の認定を受けようとするときは、日本工業規格 Q170六五及びQ170二五に定める事項とする。

ト 令第二条第七号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170六五に定める事項

チ 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格 Q170六五及びQ170二五に定める事項

二・三 (略)